


## 監査報告書

学校法人 長野家政学園  
理事長 小林健雄 殿

令和 4 年 5 月 20 日

学校法人 長野家政学園

監事 込山 勇 

監事 堀内 勝也 

私たちは、学校法人長野家政学園の監事として、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細書）及び理事の業務状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の計算書類が、学校法人会計基準に準拠して適正に処理されており、学校法人長野家政学園の令和4年3月31日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する事実のないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

以上